

障害者活躍推進計画

機関名	鏡野町教育委員会
任命権者	鏡野町教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
鏡野町における障害者雇用に関する課題	<p>鏡野町教育委員会においては、鏡野町と連携し障害者である職員の欠員が生じた都度、採用活動を行っている。町長部局において、職員に体調面や精神面での不調が見られる場合は、これまで個別に対応しており、大きな問題は生じていない。定着状況も順調である。</p> <p>本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んで行くことが重要である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、該当年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として町長部局の推進者である総務課長に委任する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害者等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、町長部局及び労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、定期的な面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p>○時間単位の年次有給休暇や病気休暇等の各種休暇の利用を促進する。</p>

4. その他

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。